

退職所得に係る市民税・府民税 納入申告書

(宛先) 大阪府箕面市長

年 月 分

年 月 日 提出

人員

人

退職手当等支払金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

特別徴収税額

市民税

府民税

1	氏名				退職年月日	年 月 日			
	住所(1月1日)	箕面市			退職金支払額	円			
	特別徴収税額	市民税	円	府民税	円	勤続年数	年		
2	氏名				退職年月日	年 月 日			
	住所(1月1日)	箕面市			退職金支払額	円			
	特別徴収税額	市民税	円	府民税	円	勤続年数	年		
3	氏名				退職年月日	年 月 日			
	住所(1月1日)	箕面市			退職金支払額	円			
	特別徴収税額	市民税	円	府民税	円	勤続年数	年		

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

(特別徴収義務者)

法人番号又は
個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所

又は

所在地

電話

()

氏名

又は

名称

上の欄に書ききれない場合は、お手数ですが、別途、箕面市役所 税務室(退職所得担当)あて明細をご送付ください。

※注意

特別徴収義務者が法人の場合は、納入書の裏面に印刷されている納入申告書を使用し、金融機関等を経由して市役所へ提出することができます。

ただし、特別徴収義務者が個人事業主の場合は、納入書と一体の納入申告書は使用しないでください。金融機関等は個人番号を取り扱うことができないため、納入書とは別の紙の納入申告書(個人番号を含む必要な事項を記載したもの)を市役所へ別途提出してください。